

幼稚園型一時預かり事業の利用料金設定について(案)

国基準	単価		市基準	基準単価	備考
平日	400円	逸脱しない設定	日額設定 (平日)	400円	1日4時間程度利用した際の基準額 (4hを超えて利用した場合は、1h100円程度の加算も可)
休日	800円		日額設定 (休日・長期休業)	800円	1日8時間程度利用した際の基準額 (8hを超えて利用した場合は、1h100円程度の加算も可)
8時間以上 (教育時間含む)	100円加算		時間設定	日額設定を踏まえた利用時間との見合いで逸脱しない単価を設定すること	各園で月額 of 始期・終期の設定等、料金設定の考え方が異なり、上限・下限を金額で固定すると各園において、料金の考え方を根本から見直す必要があるため、基準となる金額と考え方のみ整理し、逸脱しない範囲での設定とする。
10時間以上 (教育時間含む)	200円加算		月額設定	月又は長期休業期間中の設定期間における預かり実施日数・実施時間と日額の設定を比較した際に著しく高額又は低額な設定とならないようにすること	
11時間以上 (教育時間含む)	300円加算		特例の減免	2号認定を受け、1号の利用施設を特例で利用する園児については、一時預かりを含めた総計の支払額が増額しないよう各園で基準額以下を利用料として徴収することも可能とする。	初めから1号認定を受けた園児及び私学助成の幼稚園に通う園児は対象外
		満3歳児と3歳児の利用料について	利用料金の設定を年齢により別にすることも可能とするが、両方の設定とも基準単価を逸脱しないこと。	満3歳と3歳以上で職員配置基準が異なるため、料金に差を設けることも可能とする。	



市の基準を基にした、おおよその各園における設定範囲  
(ただし、一時預かり事業実施時間の長短があるため、この上限・下限は目安とする。)

教育時間込みで8時間まで		8時間超え	月額
通常教育日 (想定:400円)	300円~500円	30分100円以内で加算可能	上限 8000円 下限 4000円
午前保育日 (想定:600円)	500円~700円		
休日・長期休業 (想定:800円)	400円~900円		
1時間当たり	100円	30分100円以内	

※おやつ代を含み、給食代は含まない